

南相馬市修学資金給付規則

(趣旨)

第1条 この規則は、南相馬市みらい育成修学資金条例（平成30年南相馬市条例第〇号。以下「条例」という。）第16条に規定する修学資金の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

(給付の申請)

第2条 条例第18条の規定による修学資金の給付の申請をしようとする者は、修学資金支給願書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 修学資金受給者推薦調書（様式第2号）
- (2) 高等学校長が発行する成績証明書
- (3) 申請者の属する世帯に関わる所得証明書
- (4) 保護者の直近年度の市税の納税証明書
- (5) 世帯全員の住民票の写し

(給付の決定)

第3条 条例第18条第2項に規定する申請に対する決定の通知は、修学資金受給者採用決定通知書（様式第3号）及び修学資金受給者選考結果通知書（様式第4号）により行うものとする。

(口座振替による給付申出書)

第4条 修学資金受給者採用決定通知書を受けた者は、教育委員会の指定する日までに次に掲げる書類を教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 口座振替による振込申出書（様式第5号）
- (2) 大学の在学証明書

(給付の方法)

第5条 修学資金の給付は、毎月本人に給付する。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、複数月分を合わせて給付することができる。

(継続給付)

第6条 条例第19条の規定による申請は、修学資金継続申請書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、教育委員会が定める期日までに提出するものとする。

- (1) 大学の在学証明書
- (2) 前年度の成績証明書
- (3) 申請者の属する世帯に関わる所得証明書
- (4) 保護者の直近年度の市税の納税証明書
- (5) 世帯全員の住民票の写し

2 教育委員会は、前項の規定により提出された書類により、毎年度修学資金の給付の継続について審査し、継続を決定したときは修学資金継続受給者決定通知書（様式第7号）により、通知するものとする。

(給付の打ち切り)

第7条 条例第21条第2項の規定による通知は、修学資金支給打切通知書（様式第8号）により、行うものとする。

（異動の届出）

第8条 条例第22条に規定する書類は、修学資金受給者届出事項変更届（様式第9号）又は修学資金受給者（休学・復学・転学・停学・退学）届（様式第10号）により行うものとする。

2 修学資金給付受給者が死亡したときは、本人の遺族は、直ちに死亡の事実を証する書類を教育委員会に届け出なければならない。

（給付の管理）

第9条 教育委員会は、給付状況を明確にするため台帳を備え、整備するものとする。

（その他）

第10条 この規則に定めるもののほか、修学資金の給付に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

(裏)

修学資金の支給を希望する理由

以上の記載事項に相違ありません。

本人氏名
(自 筆)

㊦

保護者氏名
(自 筆)

㊦

南相馬市教育委員会

【添付書類】

- ・ 修学資金受給者推薦調書(様式第2号)
- ・ 成績証明書
- ・ 保護者又は生計を維持する者の直近1年の所得証明
- ・ 保護者の直近年度の市税の納税証明書
- ・ 住民票(世帯全員の写し)

修学資金受給者推薦調書

ふりがな 氏名 生年月日	年 月 日	住 所	〒
学校名		在学期間	年 月 日 入学・転入
			年 月 日 卒業・卒業見込
学業成績概要			
在学中の 行動事実の記録			
推 薦 理 由			
<p>上記の者は、修学資金受給者として適当な者として認め、推薦します。</p> <p>年 月 日</p> <p style="text-align: right;">学校長 印</p> <p>南相馬市教育委員会</p>			

第 号
年 月 日

様

南相馬市教育委員会

修学資金受給者採用決定通知書

- 1 受給者番号 第 号
- 2 支給月額 月額 円
- 3 支給期間 年 月 日から
年 月 日まで

南相馬市みらい育成修学資金条例第18条第2項により受給者として決定いたしましたので通知いたします。

備考： この修学資金は、社会に有為な人間を育成するという目的のもと、あなたの将来における活躍を期待して支給するもので、その支給期間は在籍する大学の正規の修業期間となります。ただし、南相馬市みらい育成修学資金条例21条の規定により、修学資金の支給が打切られたときは、その翌期から支給を停止します。この場合、既に支給した修学資金については、返還していただくことがありますのでご了承ください。

様式第4号（第3条関係）

第 号
年 月 日

様

南相馬市教育委員会

修学資金受給者選考結果通知書

先に申請がありました修学資金の受給について、選考の結果、不採用となりましたので、
通知いたします。

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

南相馬市教育委員会

受給番号 番

住所 _____

氏名 _____ ㊟

修学資金受給者（休学・留学・転学・停学・退学）届

（休学・留学・転学・停学・退学）しましたので、次のとおり届け出ます。

(休学・留学・転学・ 停学・退学) 期 日	
事 由	

様式第5号（第4条関係）

年 月 日

南相馬市教育委員会

住 所
氏 名



口座振替による振込申出書

私に対する修学資金については、下記口座に振り込んでください。

記

金融機関名	
本・支店名	
預金種別	普通預金
口座番号	
(フリガナ) 口座名義人	

【添付書類】

- ・口座内容の確認できる通帳の写し

注 振込先は金融機関の普通口座のみとなります。

様式第6号（第6条関係）

修学資金継続申請書

年 月 日

南相馬市教育委員会

ふりがな 本人氏名	ⓐ				性別	
					男 ・ 女	
生年月日	年 月 日 （ 歳）			電話番号		
				携帯番号		
本人現住所 （本籍地）	〒 ()					
在学学校名	学年 年					
ふりがな 保護者氏名	ⓐ					
家族住所	〒 電話 ()					
家族氏名	続柄	年齢	同居 別居	勤務先又は学校名	年間収入	
	本人		同 ・ 別			
			同 ・ 別			
			同 ・ 別			
			同 ・ 別			
			同 ・ 別			
			同 ・ 別			

【添付書類】

- ・ 在学証明書
- ・ 成績証明書（前年度）
- ・ 保護者又は生計を維持する者の直近1年の所得を明らかにすることができる書類（所得証明等）
- ・ 住民票（世帯全員の写し）

第7号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

受給者番号 号
様

南相馬市教育委員会

修学資金継続受給者決定通知書

南相馬市育成修学資金給付規則第6条第2項により継続受給者として決定いたしましたので通知いたします。

備考： この修学資金は、社会に有為な人間を育成するという目的のもと、あなたの将来における活躍を期待して支給するもので、その支給期間は在籍する大学の正規の修業期間となります。ただし、南相馬市みらい育成修学資金条例第21条の規定により、奨学資金の支給が打切られたときは、その翌期から支給を停止します。この場合、既に支給した修学資金については、返還していただくことがありますのでご了承ください。

様式第8号（第7条関係）

第 号
年 月 日

修学資金支給打切通知書

受給者番号 号
様

南相馬市教育委員会

次のとおり修学資金の支給を打ち切ります。

打 切 り 理 由	
打 切 り 期 日	年 月 日 年 月分をもって修学資金の支給を打ち切ります。

様式第9号（第8条関係）

年 月 日

南相馬市教育委員会

受給番号 番

住所 _____

氏名 _____ ㊟

修学資金受給者届出事項変更届

届出事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

1 変更期日	
2 変更事項	
3 変更事由	

様式第10号（第8条関係）

年 月 日

南相馬市教育委員会

受給番号 番

住所 _____

氏名 _____ ㊟

修学資金受給者（休学・留学・転学・停学・退学）届

（休学・留学・転学・停学・退学）しましたので、次のとおり届け出ます。

(休学・留学・転学・ 停学・退学) 期 日	
事 由	